

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号		
手続名	土地改良区役員の改選命令	根拠条項	第134条第2項		
処分基準	<p>下記に掲げる場合において、県知事は、土地改良区に対し、役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良法第134条第1項の規定に基づく県知事による必要措置命令に違反したとき。</li> </ul> <p>なお、上記役員改選を命じる場合には、期間を指定するものとする。</p> <p>（土地改良法第134条第1項（違反行為に対する措置）に基づく必要措置命令）</p> <p>土地改良法第132条第1項又は同法第133条第1項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、当該土地改良区の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、土地改良区に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>				
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農地整備課	交付機関 農地整備課	目次 No.